

ほごしゃ 保護者のみなさまへ

がっこうきょうさいさいがいきゅうふ 学校共済災害給付について

がっこう かんりか さいがい びょういん じゅしん さい しんりょうほうしゅうてんすう てんいじょう
学校の管理下での災害(けがなど)で病院を受診した際の診療報酬点数が500点以上であ
った場合、日本スポーツ振興センターから災害救済給付を受けることができます。

がっこう びょういん つ ばあい こ きたくこ かてい びょういん
学校から病院に連れていった場合はもちろんのこと、お子さんが帰宅後にご家庭から病院に
連れて行ってくださった場合も、後日申請していただければ給付を受けることができます。

かてい 家庭でおこなっていただくこと

- ① けんこうほけんしょう いりょうしょう けいじ いりょうきかん じゅしん さい いりょうひ ほごしゃ しほら
健康保険証と医療証を掲示して医療機関を受診します。(この際の医療費は保護者が支払いま
す)
- ② びょういん じゅしん たんにん し ひつよう しよるい
病院を受診したことを担任にお知らせください。必要な書類をおわたしします。
- ③ じゅしん いりょうきかん やつきよく しよるい ていしゆつ きにゅう せいきゅうしよるい
受診された医療機関・薬局へ書類を提出し、記入してもらってください(請求書類は、
ちりょう う いりょうきかん べつ つき ひつよう
治療を受けた医療機関別にひと月ごとに必要です)。
- ④ きにゅうす しよるい たんにん つう ていしゆつ しんさご かげつ きゅうふ
記入済みの書類を担任を通じて提出してください。審査後、3ヶ月ほどで給付されます。

きゅうふきんかく 給付金額

- ◆ いりょうしょう いりょうしょう おやかていりりょうしょう しょう ばあい
医療証(子ども医療証、ひとり親家庭医療証など)を使用した場合
まどぐちふたんきん わり りょうよう ともな よう ひょう
【窓口負担金+1割(療養に伴って要する費用)】

ちゅうい 注意

- しよしん ちゆ しんりょうほうしゅうてんすう てんいじょう ばあい せいきゅう
初診から治癒するまでの診療報酬点数が500点以上の場合に請求できます。
500点未満の時は請求できません。
- ちりょう ぶくすうつき ばあい つきごと せいきゅう つき じゅしん ばあい
治療が複数月にわたる場合はひと月毎の請求になりますので、月をまたいで受診された場合
は担任か養護教諭(保健室)までお申し出ください。記入用紙を追加でお渡します。
- たいしつてき げんいん いんがかんけい しょうめい ばあい せいきゅう
体質的なものが原因で、けがと因果関係が証明されない場合は請求できません。
- た せいきゅう たいしょうがい
その他、請求されても対象外になることがあります。
- せいこついん じゅしん ばあい ようし ちが かわ がっこう ほう といあわ
整骨院を受診された場合は用紙が違いますので、詳しくは学校の方までお問合せください。